

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則
市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(地方課)

規 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和六十二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の規定に基づき、市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關し必要な事項を定めるものとする。

(端数計算)

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合には、特別の定めがある場合を除くほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[(74,744円 \times \alpha) \times A - B - C + D + E \right] \times 0.731 \times 0.998980992$$

(74,744円 $\times\alpha$) に円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。

算式の符号

A 前年度市町村税課税状況等の調(以下「前年度課税状況調」という。)第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第1に定める率をそれぞれ乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第2のA欄に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

- B 前年度課税状況調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち「計」欄に係る額に1.011を乗じて得た額
 - C 前年度課税状況調第12表合計の表側「計」、表頭「賦課制限により減額される額」欄に係る額に1.248を乗じて得た額
 - D 前年度課税状況調第16表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「昭和60年度」のうち「計」、表頭「税額」欄に係る額に1.116を乗じて得た額
 - E 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る当該年度の当初調定に係る税額として知事が調査した額
 - α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第2のB欄に定める単位額補正率
($\frac{\text{市町村たばこの製造の課税標準の算定方法}}{\text{県田舎市町村たばこの製造の市町村たばこの製造標準の算定方法}}$)
- 算式
- (A×B)×0.10725+(C×D)×0.2625
(C×D)に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする。
- 算式の符号
- A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費税等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第33条の

- 規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価又は地方税法第467条第2項の規定によつて算定した小売定価をいう。)に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た額の合算額(以下この条において「販売額」という。)
- B 次の算式によつて算定した売渡し等に係る製造たばこの販売額の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。)
- $$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} + \sqrt{\frac{c}{d}} \right) \times a$$
- a 前記Aに同じ。
 - b 当該年度の前4年度(3月1日から前3年度(2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの販売額
 - c 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの期間における売渡し等に係る製造たばこの販売額の鳥取県総額
 - d 当該年度の前4年度(3月1日から前3年度(2月末日までの間)における売渡し等に係る製造たばこの販売額の鳥取県総額
 - α 自治大臣から示された売渡し等に係る製造たばこの販売額の鳥取県の伸率
 - C 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数(喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第467条第3項

の規定によつて換算した本数とし、当該本数に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする。以下この条において同じ。）

D 前記B中「販売額」を「本数」に、「鳥取県総額」を「鳥取県総数」にそれぞれ読み替えて算定した売渡し等に係る製造たばこの本数の市町村ごとの伸率

(電気税の基準税額の算定方法)

第五条 電気税の市町村ごとの基準税額は、知事な次の算式によつて算定した額とす。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.999124445$$

算式の符号

A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの電気料金(地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。)に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が前年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定した電気税の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9831 \right) \times 0.9890$$

a 前記Aに同じ。

b 当該年度の前3年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入額

(ガスの基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とす。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.995478640$$

算式の符号

A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までのガス料金(地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。)に係るガス税として、ガス事業者が前年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.8982 \right) \times 0.9054$$

a 前記Aに同じ。

b 当該年度の前3年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの前々年度の一月一日前三か年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率をそれぞれ乗じて得た数の合計数とする算式によつて算定した量とする。この場合において、その

算定の過程及び算定した数量に一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

区 分	素材生産量補正率
パルプ用材として使用されるもの	○
その他のもの	○・六〇一三六四 (会見町及び淀江町にあつては、○)

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.999890066$$

算式の符号

A 前年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.986 \right) \times 0.958$$

a 前記Aに同じ。

b 当該年度の前3年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

控 面

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和六十二年分分地方交付税のうち普通交付税の額の算定方法について適用する。

(市町村に対して交付すべき昭和六十一年度分分地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則の廃止)

2 市町村に対して交付すべき昭和六十一年度分分地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則(昭和六十一年九月鳥取県規則第五十六号)は、廃止する。

(市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法の特例)

3 昭和六十二年度に限り、市町村たばこ消費税の市町村ごとの基準税額は、第四条の規定にかかわらず、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.10725 + \{ (C \times 0.0833) \times D \} \times 0.2625 + \{ (C \times 0.9167) \times D \} \times 0.48 \} \times 0.999633054$$

(C × 0.0833)、{(C × 0.0833) × D}、(C × 0.9167) 又は { (C × 0.9167) × D } に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 前々年度の3月1日から前年度の4月30日までの間に当該市町村の区域内において地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る地方税法第467条第1項の従価

割の課税標準の額と前年度の5月1日から2月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこに係る地方税法附則第30条の3第2項の従価割の課税標準の額との合算額

B 次の算式によつて算定した売渡し等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ消費税の従価割の課税標準の額（以下この項において「課税標準額」という。）の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項において同じ。）

$$\left(\frac{a}{b \times 1.0909} \div 0.9980 \right) \times 0.9842$$

a 前記Aに同じ。

b 前々年度の4月1日から2月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこに係る課税標準額

C 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第467条第3項の規定によつて換算した本数とし、当該製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この項において同じ。）

D 次の算式によつて算定した売渡し等に係る製造たばこの本数の市町村ごとの伸率

$$\left(\sqrt{\frac{c}{d}} \div 0.9813 \right) \times 0.9720$$

c 前記Cに同じ。

d 当該年度の前4年度の3月1日から前3年度の2月末日までの

間において、当該市町村の区域内において日本専売公社がたばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条による廃止前のたばこ専売法（昭和24年法律第111号）第29条第1項に規定する小売人に売り渡した製造たばこ及び日本専売公社が国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数（紙巻たばこ以外の製造たばこについては地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和59年法律第88号）による改正前の地方税法第464条第4項の規定によつて換算した本数とし、当該製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。）

別表第一（第三巻関係）

市町村民衆所管の課税標準額の強制的有資格者数に係る率

課税標準額の強制的	率
五万円以上のもの	五・一七四
五万円を超え十万円以下のもの	四・三三三
十万円を超え二十万円以下のもの	一・五五六
二十万円を超え四十五万円以下のもの	一・一四〇
四十五万円を超え七十五万円以下のもの	一・〇一三
七十五万円を超え九十五万円以下のもの	一・〇〇四
九十五万円を超え百二十万円以下のもの	一・〇〇一
百二十万円を超え二百二十万円以下のもの	一・〇〇一
二百二十万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二(第三条関係)

市町村民税所得割に係る単位額補正率等

鳥取市	一・〇三二	一・二六六	東郷町	一・〇三二	〇・八一四
米子市	一・〇〇八	一・一八九	三朝町	一・〇〇九	〇・六八一
倉吉市	一・〇一六	〇・九七四	関金町	一・〇一七	〇・五八五
境港市	一・〇〇三	一・〇二五	北条町	一・〇〇九	〇・六九三
国府町	一・〇一〇	〇・八五二	大栄町	一・〇三四	〇・七六三
岩美町	〇・九九七	〇・七五〇	東伯町	一・〇一一	〇・七八〇
福部村	一・〇二一	〇・六二四	赤碓町	一・〇〇四	〇・八〇五
郡家町	一・〇二九	〇・七七三	西伯町	一・〇一七	〇・七六四
船岡町	一・〇二八	〇・七四四	会見町	〇・九八七	〇・七七八
河原町	一・〇二九	〇・七七二	岸本町	〇・九九四	〇・八二〇
八東町	一・〇二七	〇・七三四	日吉津村	一・〇二五	一・〇三〇
若桜町	〇・九九二	〇・七五二	淀江町	〇・九九五	〇・八五二
用瀬町	一・〇一八	〇・七八五	大山町	一・〇〇二	〇・七八九
佐治村	一・〇四七	〇・五五九	名和町	一・〇一〇	〇・七四七
智頭町	一・〇〇九	〇・七二九	中山町	一・〇二四	〇・七六三
気高町	一・〇二二	〇・七一五	日南町	一・〇〇一	〇・七〇六
鹿野町	一・〇二三	〇・六三〇	日野町	〇・九九五	〇・七六八
青谷町	一・〇二一	〇・七〇九	江府町	〇・九七一	〇・七一八
羽合町	一・〇三四	〇・七六一	溝口町	〇・九九〇	〇・七八〇
泊村	一・〇五三	〇・六五四			

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】